

ID: 802

担当部署: 建設水道課

処分の概要	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の3第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 準用する法第118条の24第1項の規定による。 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日